

若越郷土研究

12の3

越前藩の強兵策について

——海防対策と洋式兵器

工業を中心に——

三上一夫

幕末における越前藩の藩政改革は、薩摩、長州、肥前、土佐などの諸藩とともに、いわゆる雄藩としての十分な貫禄を具備させるに至ったことは周知の通りだが、同藩がこのさいとくに一応の富国強兵の実を發揮し得たことが、当時の複雑でかつ緊迫した政局に大きな発言力を以て登場するのを可能ならしめたものと思考される。

これは藩主松平慶永の「名君」的卓見もさることながら革新的藩臣の強力な理論的かつ政策的エネルギーに支えられながら推進されたのは云うまでもない。

三上 越前藩の強兵策について

慶永の謀臣橋本左内が、幕府の「只管和親平穩」を望む日和見主義を厳しく批判し、「和親の外貌に拘らず益々戦闘必至の御覚悟」（安政四年九月六日、慶永外四公の建白書原案）を以て強力な富国強兵の実をあげるよう提唱しており、また慶永の政治顧問として活躍した横井小楠は、「萬国の情状を察し、利用厚生大に経綸の道を開ひて政教を一新し、富国強兵偏に外国の侮を禦んと欲す」と論じ、アジアの現実の厳しい情勢にあつて、思い切った政治改革と強兵策に裏うちされた積極的な開国貿易策を唱えている。

また由利公正が橋本左内や横井小楠の少からざる影響の下に、藩政改革の指導的役割を担い、極度の窮乏にあえぐ藩財政を建て直すためには、「努力を基本として物産を興す」ほかに適当な策がないと判断して、新に設けた物産總會所を主軸とする富国策——殖産興業を強力に推進し、しかもこれが短期日のうちに予期以上の実効をおさめ藩財政の著しい立ち直りをみせたことは大いに注目すべきだが、さらに公正らの肝入りで創設された新式装備を誇る大規模な

銃砲製造所——藩営洋式兵器工業の展開は、他の雄藩でのこの種工業に比べ決して遜色のない新機軸を打ち出したものとして特筆に値するところである。

そこで本稿では越前藩の藩政改革の重要な一環をなす強兵策に焦点をしばって検討したいが、まずその主要な契機となつた外庄に対する海防対策につき、その具体的展開すなわち防備態勢の物的側面——洋式大砲・銃器の製造および導入、洋式砲術、洋式訓練、軍制改革など——の革新的な強化推進の実相に注目し、さらに、藩営洋式兵器工業の具体内容を検討することにより、同藩における強兵策の特質を明らかにしたい。

しかも当時の藩単位での強兵策の大きな限界を越前藩として卒直に認めざるを得なくなつた問題点にも若干触れることにする

二

越前藩としてとくに海防対策に深い関心を持たざるを得なくなつたのは、嘉永元年（一八四八年）四月二十八日に加賀領の能登国鳳至郡輪島より「海上十八里斗沖合船倉嶋と申す所より七里沖合丑之方に当たり異国船一艘相見る」（続片響記 五）との

三上 越前藩の強兵策について

情報に接したことで、その後「異国船方々へ相見る」との知らせで俄然緊張の色をみせ、同年八月十一日には御武具奉行に命じて大筒を藪浦、大丹生浦、糠浦へ九挺、三国、宿浦、安島、浜坂浦に十七挺を配置する一方、同年九月二十二日より藩士を派遣して海岸を巡視させた。

そこで異国船が近海に現われたさいは、直ちに海岸の現地において嚴重な警戒態勢をとる必要ありとし、翌嘉永二年（一八四九年）閏四月十日藩では、現地への出動方法はじめ装束や挑灯、兵糧、夜具などの細部にわたる具体的な指示を与えている。

ところで嘉永六年（一八五三年）六月三日アメリカ海軍提督ペリー（M. C. Perry）が四隻の軍艦を率いて浦賀に來航したのにもない、同月五日藩では幕府より品川御殿山の警備を命ぜられたため、直ちに現地の守備態勢をとることになった。福井からも御家老本多飛騨、御側用人秋田八郎兵衛、御目附出淵伝之丞、組召連御先物頭中村久蔵ら六十一名が出向いたが、途中で十二日に異国船が退帆した旨を告げる飛脚に会ったので、御家老、御側用人、御目附をのぞき他のものは関ヶ原垂井辺より福井に

引返した。^⑥

かかる憂慮すべき事態に対して、海防に關する幕府よりの厳しい布令もさることながら、藩士一同に「治世之文鏘は、都而相省き専ら非常之用意可^レ致旨」よく心得るよういましめていた。

云うまでもなく幕府のアメリカに対する態度は、阿部伊勢守から示された書面でも明らかで、『いよいよ来年（安政元年）渡來の節は、なるべく穩便な取扱いをするが、「自然彼方より事を起し候節御不覚悟之儀有^レ之候而は、御国辱に相成に付、防禦筋実用之御備精誠御心掛け被成」、萬一先方から兵端を開くならば一同奮発毫髪も御国辱を汚さぬよう大いに忠勤を励んで欲し^⑦』旨の強い要請がなされており、藩では当然これに応える意味でも、また強硬な拒絶政策を主張する当時の藩論からしても、精一杯の強兵策を進めねばならなかつたのである。

そこでまず強兵策の重要な部門となる兵器については、とくに洋式大砲と洋式砲術に相當な熱意をみせたことである。

藩ではすでに弘化四年（一八四七年）五

月砲術師範西尾源太左衛門などに命じて江戸の砲術師下曾根金三郎について西洋流砲術を修めさせたが、翌嘉永元年（一八四八年）八月、江戸表から西洋流大砲鑄物師安五郎なるものを招き、三国道実島の鑄物師浅田新右衛門の工場で西尾が下曾根家で伝習した西洋砲一三吋「カルロンナーデ」、一五吋「ホーウキツスル」、二五吋「モルチール」などの大砲および半斤野戦燗などを鑄造させたのである。^⑧

これが越前藩における洋式大砲鑄造の最初であるが、それまでの大筒といえは、三百匁玉の製造を最大とし、砲術師範津田源之丞の家に伝わつた五百匁玉が「国中第一の大筒」とされ、津田家の代替りには山ノ奥の下場で必ずこの大筒を試験することにし、「御名代の検査として御側役を被^レ遣、近傍之市在は棚上之鍋釜を卸し置くべき旨を布告ある如き古風を存する」（中根師質（雪江）「奉答紀事」という興味ある逸話を伝えている。

ついで翌嘉永二年（一八四八年）六月坂井郡泥原新保浦海岸の篝山に合場を築造し、前年鑄造の大砲を据付けることを幕府に届出で、その翌年竣工したのである。^⑨

なお同年三月十三日には大砲の鑄造を幕府に届出て、拾三貫七百目玉筒（十五吋ホーウキツスル）二挺、六貫目玉筒（十八斤カノン）一挺、百五十目玉筒（半斤野戦砲）三挺を鑄造、さらに同四年九月八日にも幕府に届出て、三貫七百目玉筒一挺、六百目玉筒一挺など鑄造した。

一方慶永は洋書の翻譯によりさらにどんな新な諸法を導入しようとして、嘉永二年六月芸州の浪士で蘭字に造詣の深い市川齋宮を招いて兵書の翻譯に当らせたが、翌三年四月慶永はこれを家臣として遇し、その秋同人を福井に派遣して砲術、砲台建設等のことを議せしめ、また兵書を藩士に講じ、佐々木権六、三岡八郎（由利公正）らに諸法を伝習せしめた。

ついで同年十二月には西洋流砲術を御家流と定めて積極的な奨励をはかることになり、目付土屋十郎右衛門を御用掛とし、御泉水馬場を試練場にあて、質議は市川齋宮御用宅ですよう布達した。

また嘉永五年（一八五二年）六月には、十二斤野戦煩次下九門を鑄立て、さらに老中阿部正弘祕蔵の野戦煩の製造法をしるす

洋書「スチール」を借受け、十日間に限つて市川齋宮に翻譯させて佐々木権六にその實際的な研究に当らせたことは注目に値する。

ところで翌嘉永六年（一八五三年）ペリーの浦賀来航後間もなく七月二十日には大番組、新番組都合二十五人、無息二十五人に江戸詰を命じて、御家流砲術の本格的な修練に当らせたが、同年十一月には藩士に諭して新に小銃を購入する場合は必ず「ゲウエール」銃によることとし、銃器の統一をはかったことは後述の軍制改革の視点からも極めて重要な意義を持つものと思考される。

さらに慶永は領内の海防態勢の強化を真剣に考え、安政三年（一八五六年）四月三國表新保罇網場、宿浦水戸小屋前、米ヶ脇潟海苔崎に台場の建設を幕府に願出て、市川齋宮を藩に召致して工事の監督を命じ、同年五月に幕府の築立令を得るや、七月定書六ヶ条を制定して着工したのである。

なお安政三年正月にはベルキユツシイ筒新調のため、幕府に借用の旨願出て、翌安政四年八月にはかねてオランダに注文して

いた六挺込短筒三箱到着の旨幕府より通知があり、翌安政五年正月ライフル銃を幕府より借受け銃砲製造局に製作させたほか、同年三月には馬上銃百五十挺、爆発銃五百挺をオランダに注文の旨を幕府に届出するなど最新銃の洋式銃器の導入にも真剣に取組んだことは、他の諸藩にもあまり例をみないものとして高く評価されよう。

三

つぎに強兵策の一環となる軍制改革については、嘉永五年（一八五二年）閏二月従来の諸物頭弓組を廃し、組の者六名に鉄砲組を命じて銃隊の編成に改めいわゆる兵制大改革の端緒をひらき、翌嘉永六年三月城東堂形に調練場を新設して洋式調練に取組んだ。

ついで安政元年（一八五四年）九月十五日軍制改革を布告し「御備組調練之義席々組々において相始候様」指示し、十二月には杉形組、長柄組、小人組、鳥見組を廃してすべてこれを鉄砲組（銃隊）に改めた。

翌安政二年（一八五五年）三月十五日藩士の子弟で十五才に達したものはすべて軍籍に編入し、さらに文武共修を基準として

三上 越前藩の強兵策について

新たに城内三の丸に創設された藩校明道館において「文武偏倚なく、専ら修行致候様」(明道館御用留拔書) 要請される実学的教育が施されたのは云うまでもない。

ところで安政元年三月の日米和親条約(神奈川条約) 締結にともない、藩では異国船に対する警戒出動態勢をいよいよ厳にし、安政二年十一月「異国船渡来候節海岸防禦出張之次第」として次のような具体措置を講じている。つまり鳴物相図四ヶ所(御天守台板木、時太鼓、時鐘、高知月番火見板木)とし、「一、初度之相図二つ宛統打、二度之相図一つ打切二統打、一、初度之鳴物相図次第、早出之一は桜御門内馬場へ罷出、御目付案内次第出張可レ有事、一、初度之鳴物相図次第、早出之二は柳御門内場へ罷越、士大将差図首途具に而出張可レ有事、一、初度之鳴物相図に而増出に可レ致二支度、二度之鳴物相図に而柳御門内馬場へ罷越、副侍大将指図に而出張可レ有事」とし、また現地へ出動のさいの心得は、△装束は火事笠野服、△兵糧は持参せず、△高挑灯は持参するに及ばず、△鉄砲、玉菓五拾発を持参する(撃発銃、火石銃または古流長筒修罷筒でもよい) △すべ

て御貸具足の方は現地御武具方より支給される、などの具体的な規定を設け、同年十二月「早出番一」「早出番二」「増出番一」別に出動部隊の細部にわたる編成を行っている。

また安政三年(一八五六年)には銃砲による戦斗方法を定め、△銃隊は好で敵の銃隊に対し、砲隊は必敵の砲隊に向各機を見て進む、△砲兵は其距離を得各砲放発を始、主とする処は実弾を以て敵の砲を射るにあり、若歩隊に対する時は其遠きに在つては榴弾を放ち、五丁若くは三丁の近に及んでは包子彈霰弾を放ちて功を収む、△組銃隊は三丁以内より発放を初め始終此技を事として雌雄を決す、△士銃隊は敵間四丁以内及び、組銃隊の左右へ押出して三丁以内に及んで放発を初む、など巧みな洋式戦斗の仕法を示している。

こうして安政四年(一八五七年)九月四日江戸表の嵐山で大規模な訓練演習を実施し、さらに同月十日には兵科局が福井から勝山におよぶ大々的な洋式演習を繰り広げたが、このさい厳正な軍律を保つための掟書まで出しているのは注目に値する。

四

以上のような洋式銃砲や洋式兵制の導入の裏付けとなった重要なものに藩士に対する洋学(蘭学) 教育の振興があげられるが、とくに橋本左内の献策により安政四年四月十二日藩学明道館内に洋書習学所が創設されたことにより一段と推進されたのは云うまでもない。

左内としてはヨーロッパ諸国の學術、自然科学、武技等が精巧を極め、到底わが国の及ばないところから、「兵法、器械、物産、水利、耕織」等の諸技術を積極的に導入するためには、洋学の勉強が先決として、^{②④} 事実洋書習学所における学科としては、^{②④} 究理科、分析科、製械科、開物科、曆算測量科、天文科、地学科など実用、技術の学問に限定している点からみて、富国強兵のための「実功実益」をめざすのもちろんである。

しかもとくに海防の術科としての役割を果たす意義が極めて大きいことは卒直に認めねばならない。

また明道館内に総稽古所(総武芸所)を

設けたが、これは従来師範役や砲術師が自宅稽古所で教えていた刀槍柔砲の諸術鍛錬を明道館内で教え、文武一致の実をあげようとするもので、安政四年四月工事が落成し九月から開場したが、「殊更海防被三仰出一も有レ之不容易一の時態に候へば、武芸之義一入実用に基き」(続片響記 五)大いに士気を振起させるよう師役に布達している。

こうして家中十五才以上のものに対して刀槍柔砲のきびしい訓練を施したこと(惣武芸所御用留抜書)は、強兵策の人的側面の補強をめざしたものと思考される。

五

ところで安政四年十一月創設の新式装備の銃砲製造所による画期的な洋式兵器工業の展開については、他の雄藩でのこの種兵器生産に比して決して遜色のない偉容を誇り得るものであるが、その企画や創設および運営を強力に推進した中心人物は、由利公正と佐々木権六らであった。

そこで如何なる情勢判断にもとづき、また、限りある藩財政のもとで如何なる異色ある仕法によってかかる兵器工業を具体化したかを検討したい。

三上 越前藩の強兵策について

前述した通りペリーの率いる黒船が安政元年(一八五四年)一月再び江戸湾に至り神奈川沖に碇泊したのであるが、この緊迫した情勢のもとで越前藩はまたもや品川御殿山の警備に当った。

その警備態勢のなかで由利公正は自ら探偵を志願して浦賀に向いたが、彼が現実には威風堂々たる黒船の偉容に接するに及び、わが国の軍事力の劣悪な海防事情を改めて認識し、越前藩としても抜本的な強兵策を早急に実現せねばならぬことを痛感したに相違ない。

事実かれは當時を回顧して、『一寸見たところでも偉いもので側へ行っても寄りつけそうになし、小銃位で撃つことは勿論出来ぬ。

(アメリカの)軍艦の大砲も大きくて嚴重だ。それに対してこっちは火繩銃で備へを立てて居るのだから、向ふの奴の目から見たら可笑しかろうと其の時気が付いた。そして蒸気を焚いて行くのを見ると、その速いこと却々追付けるものでない。其側を通る苦船や、帆前船は木の葉の様な見えん。これ迄の様な迂濶な考で騒いでも役に立つまいと深く感じて帰った。……

……(中略)……
そこで始めて攘夷の空論たるを知って、彼国が如何にかういふ精銳な武備が出来たか其原因を研究せねばならぬと思いついた。『(実話)』と述べている。

云うまでもなく越前藩ではこのような外庄による緊迫した情勢に対応して、当時最も基本的な兵器とされた銃器の製造を企図し、洋式小銃十挺および野戦砲二門を見本のため購入して市川斎宮の訳出した製造法により銃器生産に着手した。

つまり江戸の製銃師松屋斧太郎と門弟松屋彦兵衛父子を雇入れ、はじめ製作所を江戸霊岸島の藩邸に設けたが、のち福井城北御泉水別邸に移した。

ところで当時の藩主脳部は、銃器、火薬の製造について何ら財政的な資金計画や生産計画などの具体策がなかったことは、由利公正——安政元年(一八五四年)十月佐々木権六とともに小銃及弾薬製造掛に命ぜられていたが——の次のような回顧談から明らかである。

さて大砲一挺に付き火薬がどれ程要る、

三上 越前藩の強兵策について

小銃に付てはどれ程要る、それに付て其火薬は今の製造法では何年掛つて出来る、そうすると金がどれ程要る、………

………(中略)………それで仰に従つてそれを製造するのは容易ならぬ御金高である。それだけの御金が御出来なさるものか、なさらぬものかといふことを今日は伺ひに出たのですが、金高を積れば何十万両の御金がなければ仕事に掛られませぬが、どうしたものだろうと云ふても(執政本多修理からは)一向返事が無い。(直話)

かかる姑息でしかも企画性のない藩主脳部の態度では、銃器製造事業も満足な展開がみられず、創業以来三ヶ年経過してもわずか小銃十挺程度にすぎない有様で、しかもその製作費は、一挺につき当初江戸では十七両、藩では三十五両と計算されたものが実際は五十両もかかるというコスト高となり、到底藩財政のよく耐えるところではなかったという。

そのため由利公正は佐々木権六と謀つて勝手掛の中根鞆負(雪江)、執政の本多修理にも種々改良意見を強く述べたところ、

藩では差当り松尾父子を解雇し経費の節減をはかるうとしたが、依然として甚しい不振は避けられなかった。

そこで公正は「真面目に兵制を改革せんとするならば宜しく適切な設備を為し、確實に作業せざるべからず」と、大規模な銃砲製造所建設の新機軸をうち出す建議を行ったのである。このことについては藩論を動かし、安政四年(一八五七年)一月彼は佐々木権六とともに御製造所頭取に命ぜられ、その画期的な構想の具体化に乗出した。

このさい最も大きな問題は、限りある藩財政からみて、如何にして多額の資金を調達するかであるが、それが極めて困難である以上、『唯各自の労力に依頼するの外途なきを知り、茲に始めて労力を以て経済を為すの本義に想到し、上下心を一にし各得意の技能を揮ひて業を分ち課を別にして専心努力を以て費用の不足を補はん』とする理論を具体化するのが最も得策と考えるに至ったのである。

これは窮迫した藩財政の建て直しに预期以上の成果をあげた彼独自の殖産興業富国策——「労力を基本として物産を興し通

商貿易する」仕法であるが——と同質の理論的根拠にもとづくものであることは言うまでもない。

そこで新しい銃砲製造所は、城下志比口の水利に富んだ土地約千四百坪(執政本多修理の下屋舖)を工場の敷地に当て、工場約三百坪を建て、北方に表門を開き芝原用水を分岐させ、一は表門一は東塀際をめぐらして三方に水を敷き、これに水車を設け動力として用いることにした。これが完成したのは安政四年(一八五七年)十一月二十六日で、その後本格的な生産に取組んだのである。

労働力としては藩内から集めた職工を御用職人として遇したため一年も経ないうちに、一、二〇〇人にもなつたといわれ、また製造工程はいわゆる分業と協業の態をとつたため生産能率は飛躍的に高まり、この製造所が閉鎖するまでに鉄砲だけで約七千挺も製造したという。

しかも製品の販売価格も最初小銃一挺が二十五両(他藩からの注文は二十七両)であつたのが、生産量の増大にともなうコスト・ダウンにより一挺五両乃至二両二分の

廉価で生産可能となり、他藩からも多くの受注があったと伝えている。

かかる銃砲製造所に併行して、火薬製造所（合葉製造方）を吉田郡松岡の芝原用水取入口に設置したが、安政四年四月二十七日爆発の惨事を惹起し数名の死傷者を出した。「屋根瓦は中に不_レ及草木揺地伏石等不_レ残虚空へ飛行し、右土蔵跡四五尺餘も掘れ候処、右御土蔵内に有_レ之大砲大玉并ハンドロモロチル御筒等遙遠分へ飛、右大玉水車小屋壁を打通し候」（続片鞆記五）という意外な爆発の威力をみせたが、また死傷者の無惨な様子は、橋本左内の中の根雪江あて書翰（安政四年五月初頃）によつてもうかがわれる。

その後公正は強引に反対意見を押し切つて再興したが、翌安政五年（一八五八年）三月一日に再び爆発が起り、頭取（公正）は「義氣慷慨、此度の火災聊か人事の拙作過誤に生し候にては無_レ之、全く天然に出候に相違無_レ之」（安政五年三月二十二日、村田氏寿より左内あて書翰）と強調し、その復興を要請したが、藩ではこれを認めなかったため、ついに閉鎖の餘儀なき

に至つたのである。

六

以上の通り藩としては強兵策の重要な支柱として、銃砲製造所による銃器の生産に大いに力コブを入れたのであるが、その建設ならびに運営資金については——他藩の藩宮兵器工業には殖産興業政策による巨額の利潤を第一、義的に注ぎ込んでいる事例もみられるが——物産総会所設立以前の藩財政不如意の下では、やはり嘉永元年（一八四八年）の洋式大砲_{II}三国道実島の浅田工場で製造した分_{II}の製造費を大商人の三国与五郎が負担したような場合と同様、おそらく福井や三国の大商人から献納金や御用金を求めたことも容易に推察されることである。

越前藩と同様銃砲製造に熱意をみせた隣藩の大野藩にあつても、「御手伝の心掛」についての触書のなかで、「追々御入用筋相増、手操尽果候において、誠に御抛なき御用金仰付られ候より外に無_レ之候」と要請しており、藩権力にとつてはこの種強兵策の財源ねん出に相当苦慮したものと思考される。

苦しい藩財政からみて、最少の経費を以て最大の効果をあげるには、「如何しても労働者の労力に頼る外はない。換言すれば労働力を以て資本に代らしむる」必要ありとする公正の所説からすれば、できるだけ労働賃を切下げざるを得ず、従つて職工の徴募には薩摩藩などの諸藩にもみられる通り、藩権力による強制があつたものと考えられ、「御用職人の栄誉を荷はせ、相当の優遇法を講ずるなど統御よろしきを得たので、就業希望者は競ふて集つた」とする伝えは、到底納得しかねる説明といわねばならない。

したがって労働力の自由な売買による資本—賃労働という資本制生産の近代的関係を想定することはできないところであり、資本と労働力が藩の強権的な創出によることを特質とする藩宮マニユファクチュア_{II}特権マニユファクチュアの経営形態をとるものと見做さざるを得ない。

ただし約千二百名に上る多数の職工を働かせ、他藩からの注文まで受けるような大量生産方式をとつた経営形態は、一に公正

三上 越前藩の強兵策について

の「労力を基本とする」殖産興業策によるものであるが、銃器のみの生産に終始し、終に閉鎖したことは、他の雄藩例えば薩摩藩における集成館のように、一時は銃砲工業のほか各種金属加工、化学薬品、ガラス、陶磁器など洋式工業の総合的研究機関にまで発展したのに比べると、かなりの遜色はみられるが、公正自身としては、あるいは銃砲製造所を中核として、新式装備による多角的な洋式工業を創出発展させたい積極的な意図もあつたのではないかと考えられる。

松岡の火薬製造所が二度目に爆発したさいに、彼はその復興を真剣に訴えていられないうと、「弥増英氣憤発、是非外国へも渡り見聞を広め所志を達し申度との決心甚切に有之、可^レ愛事に御座候」(安政五年三月二十二日、村田氏寿より左内あて書翰)と村田氏寿をして云わしめるほどの熱意みせているが、藩論のなかには公正の積極的な富国強兵策に批判的乃至反対する勢力も決して無視し難かつたことは事実で、前述の銃砲製造所に徴募した職工の監督として藩士若干名の任命を要請したところ、「石五郎(公正)に慊焉たる有司等は故さ

らに粗暴御し難き者を選びて之に充てたり」とか、「最初は彼等革新派を厭ふ一派が故さらに粗暴御し難き者を選んで就業せしめ手こずらせる魂胆であつた」など伝えていることから明らかである。

いづれにしても折角の藩営の洋式兵器工業が、「上から」の近代化を推進する明治政府の富国強兵^②殖産興業の原型をみせただけで跡絶えたことは、藩の強兵策に一抹の暗影を投げたのは云うまでもない。

概して幕末における洋式工業自体が、いわゆるコマール・ベールにもとづく正常な資本制生産ではなく、多かれ少かれ封建地代や強制労働に依存し、しかも採算を度外視して自足的な軍需品の生産を行うところに大きな矛盾と問題点があるわけで、越前藩の場合も決してその例に漏れるものでないことは、容易に看取し得るところである。

七

以上の通り越前藩の強兵策をみた場合、たしかに「異国船所々に渡来容易ならざる時節」(統片巖記 五)の緊迫した外圧に強く刺激されて、「海国の武備は海辺にあ

り、海辺の兵法は水戦にあり、水戦の要は大銃にあり^⑦」とする林子平の海防策の論理をいみじくも経過的に具現している点で甚だ興味深い。

云うまでもなく幕末の対外交渉の発生にともなう全幕藩体制の動揺と藩政の矛盾の深化のなかで、越前藩の場合もはや天保改革的な緊縮政策では局面を乗り切ることができず、したがって安政期の改革では門閥打破、人材登用をはじめ海防や洋式軍備のための積極的な富国強兵策が推進され、そのため「絶対主義へのいつそうの傾斜」を示すことになるが、いわゆる「自己を重商主義的な色彩で補強しつつある絶対主義的な小国家」にふさわしい段階にまで到達したという点で、一応相対的には富国強兵の実をあげ得たものと評価されよう。

しかしながらとくに強兵策の内容を厳密に検討すると、洋式兵器工業はもちろん「当今航海大に開け海外の諸国をも引受ずして適はざる時勢と成りては日本孤島の防守に海軍に過たる強兵はなし^⑧」とまで云われる海軍力についても、アメリカ、イギリス、ロシア、フランスなどのヨーロッパ勢

力を相手として考えた場合、越前藩一藩の軍事力では全く問題にならぬ脆弱さをおこつことを卒直に認めざるを得ないわけである。

そもそも当時の日本の造船、航海技術自体が、ペリー提督をして「日本人も地図を作っている。しかしそれは日本人専用にしたもので、大きな船に乗ったアメリカ、イギリスの勇敢な船乗りには殆んど役に立たない」と云わしめた通り、西欧諸国に比べはるかに低水準にあるとの認識のうえに立ってこそ、越前藩の洋式造船事業の分野で「一番丸」(コットル船)〔安政六年(一八五九年)四月竣工〕を建造したにとどまり、以後外国船の購入方式に改めたこと^②——他藩にさきかけて造船事業に意欲的に取組んだ薩摩藩でさえ藩主斉彬の死後造船をやめ、専ら既成船艦の輸入に方針を転じているが——が理解し得るわけで、また藩営銃砲製造所(洋式兵器工業)の閉鎖にしても、その生産技術や設備を以てしては非常時局の急需に応じ切れないというのが実情であったと思われ、かかる強兵策自体が藩単独の力では如何ともし難い限界の

三上 越前藩の強兵策について

カベに阻まれることを認めざるを得ない。このように一藩内の富国強兵を推進すればするほど、みずからの統一へのアンチテーゼたる割拠主義を打ち破って進まねばならず、安政年間の將軍継嗣問題を中心にそれが日本国を打って一丸とする統一国家の運動となつてゆくのは至極当然の動きだとも云えよう。^③

けだし越前藩が「畢竟日本国中を一家と見」(安政四年十一月二十八日、村田氏寿あて左内書翰)て幕府、諸藩の障壁を撤去し中央政権の再編成に雄藩連合による幕政改革運動の指導的役割を担おうとする確信も、富国強兵策によって培われた軍事力について、その極点での限界を自ら認識する過程のなかで、いよいよ強固なものになったと思考される。

① 拙稿「橋本左内の外交観についての一考察」(「若越郷土研究」十二の五)

「福井県郷土誌懇談会編」所収)において、左内が鎖国攘夷論に対する厳しい批判に基づき、積極的開国政策による貿易の推進こそ富国

強兵の要件であると提唱した事情を検考した。

② 横井小楠「富国論」(「国是三論」の一篇 山崎正重編「横井小楠遺稿」所収)

③ 拙稿「由利公正の富国策について

——藩政改革の財政面を中心に——」(「若越郷土研究」十二の二)「福井県郷土誌懇談会編」所収)において、生産資金融通による財政政策および物産総会所を基軸とする富国策に殖産興業の具体的仕法について考察した。

④ 幕末における銃砲工業の先駆的なものは薩摩、肥前、水戸の三藩で、その次にランクされるのが越前、土佐、長州の諸藩とみられる。「服部一馬「開港と日本資本主義」(日本経済史大系5 近代上 「東大出版会」所収 十六頁)

⑤ 「続片警記 五」の嘉永元年九月二十二日の条には、海岸巡視に向いた藩士として、井原源兵衛、弟子仙石萬右衛門、御近習番井原亟助、明石甚左衛門、第十五郎、弟子加藤文

三上 越前藩の強兵策について

太、中野平太郎をあげている。

⑥ 「続片響記 五」

⑦ 「続片響記 五」嘉永六年十一月十三日の条

⑧ ベリーの来航により幕府は米国国書を諸大名に示して意見を徴したが、越前藩では「本邦有限の財物を以て、萬夷無尽の嗜欲に交易致候時は衰弊日を刻して俟つべく」年限を定めて交易を行うの論を排し全国へ必戦の用意を令すべしと強硬な拒絶論を答申している。

⑨ 「福井藩政銃砲沿革ノ概略 覚」(福井藩政沿革記事(松平文庫)所収)なお「浅田文書」によると、これらの砲の大きさは「カルロンナーデ」長さ五尺七寸六分、巢口指しわたし五寸二分、「ホーウキッスル」長さ三尺八寸・巢口指しわたし六寸八分、「モルチール」長さ一尺九寸、巢口指しわたし六寸五分となっている。「三国町史」(印牧邦雄編)四七八頁)

道実島に建てられた浅田新右衛門の吹屋(鑄造工場)は、現在の三因病院の付近にあった。一三間に七間の鑄造工場のほかに、五間五尺に三間の鉄蔵、五間に一間半の物置小屋、それに三間に二間半の番人の住宅があった。「鑄物師職場平面図による(「三国町史」所収)」

藩主松平慶永は海防に甚だ熱心で、嘉永三年、同六年、安政三年には箒山における操練状況の視察に出向いている。

⑩ 「福井藩政銃砲沿革ノ概略 覚」(「前掲書」所収)

⑪ 「福井県史 二」(七一頁)には、これにつづいて「十三寸忽砲ホウキッスル臼砲一門モルチール、半斤野戦砲三門を鑄造するに至れり」と述べている。

⑫ 市川齋宮は、はじめ医を志し、緒方洪庵、杉田成卿等の門に学び、時を得ず落魄流浪して江戸にいたが、箕作玩甫の紹介と半井仲庵の周旋により越前藩に仕えたのである。(徳山国三郎「松平春嶽公」昭和13年六頁)

⑬ このさい藩の師範家に六ヶ条の誓約

をなさしめたが、そのなかに、常に国家の兵勢を強くせんことを志し、放発使用の方法をはじめ、大砲玉薬の製造その餘附属の銃器に至るまで、実用にもとづき究理すべく、新發明あらば秘すべからずとしている。(「福井県史 二」(七一頁)「福井市史 下巻」(一三五頁))

⑭ 「続片響記 五」嘉永六年七月二十日の条

⑮ 「松平春嶽公」(前掲書)「福井県史 二」(七一六頁)

⑯ 「福井県史 二」(七一六―一七頁)「福井市史 下巻」(一二九頁)

⑰ 「福井藩政銃砲沿革ノ概略 覚」(前掲書)には「弓組長柄組モ止ラレ銃隊ニ編入シ藩ノ兵制大改革、訓練ノ為ニハ堂形永見主膳屋敷訓練場トナリ此所ニテ洋式訓練ヲ為シ……」と伝えている。

⑱ 「続片響記 五」では「御軍制御改正に付(安政元年)十二月十八日御役名御番組等相改候覚」として、杉形組を御脇組、御杉形御鎗奉行を御

- 脇物頭、長柄組之者共を御先添組、御長柄奉行を御先添物頭、御使番御供頭兼支配之御小人并元御附之者共を御先新組と改めて各へ附けられ、御供頭を御先新物頭御供頭兼と相改める、などの改革を行っている。さらに安政四年（一八五七年）には、「御家中従者定」を設け、そのなかで「御軍役之儀高三百石取鉄炮老挺、役人夫老人、夫より百石に付老挺老人づつ増可三指出一事」はじめ軍役に關する詳細な改定を実施している。
- 19 明道館の建学精神は、左内が起草した「明道館之記」（「橋本景岳全集 上」所収）により明らかであるが、これより先横井小楠が上呈した「学校問答書」（嘉永五年三月）において明道館建学の方向が示されていることがわかる。
- 20 なお明道館創設より、その展開については「福井県藤島高等学校百年史」（同高校編 昭和31）に論述されている。
- 出動部隊の編成表は、「続片鱗記」
- 21 五「安政二年十一月の条に掲げられている。なお安政三年五月の海防軍法では、現地における具体的な行動につき指示している。例えば、
- 一、三国街道罷越候面々宿浦御舟小屋前へ参着後、軍見合勢揃之上宿陣入之事、但此時食事、
 - 一、新保浦街道罷越候面々山岸灌頂寺堤前へ参着、後陣見合勢揃可レ致事、但揃之上新保浦へ宿陣入之事、此時食事、
 - 一、屋飯相濟候はゞ三国方は御舟小屋前へ相揃、新保方は一の倉山へ相揃居可レ申事、
 - 一、於三新保浦方二大炮二発号放有レ之候はゞ、其節篝山御台場前へ諸勢相集可レ申事、
- （以下略）
- 22 野外調練の掟には、一、行軍并調練之節規則相守可レ申事、一、貝吹候得ば小組割之通列を正可レ申事、一、号放に而兵糧食事可レ致事、一、田畑相荒申間敷事、（以下略）
- 23 左内は安政三年（一八五六年）七月十七日明道館講究師に補せられ、蘭学掛をも兼ね、翌四年一月十四日明道館学監心得となり同藩校を担って立ったのである。
- 24 安政四年四月十二日「学問所事件についての布令原案」（第一則）「「橋本景岳全集 上」所収」
- 25 前掲の布令原案には「彼の長ずる所を知り候には、其学其伎術を講究候事最も急務たるべく義に付、……」とし、洋書習学所設立の趣旨を明記している。
- 26 安政四年四月 「館務私記」 「「橋本景岳全集 上」所収」のなかで、「万一洋学に言寄せ、新異を好み正理を誣ひ、衆人を惑し候様の義これあるに於ては、御吟味之上、急度御沙汰に及ぶ可」きことといましめて
- 27 拙稿「橋本左内の洋学観」（「若越郷土研究」十一の一「福井県郷土誌懇談会編」所収）のなかで、左内が洋学の倫理的、政治的思想の分野には厳しい警戒を示したのに対し、洋

三上 越前藩の強兵策について

学のなかの技術学」「実用の学」には真剣な熱意をみせた点を論述した。

山口宗之「橋本左内」(人物叢書

吉川弘文館 昭37)七三頁

嘉永六年のペリーの来航により幕府

も海防の要を痛感し、鎖国のさい禁

止していた大船建造を同年九月に解

除し、翌七年五月浦賀で英国船に模

した二橋船鳳凰丸を建造したが、当

時既に蒸気機関が実用化されている

欧米の軍艦(黒船)に比べ時代遅れ

のものであった。「岸野博光「近代

海軍の創設」(「歴史教育」十四の

一、歴史教育研究会編)」

「子爵由利公正伝」(前掲書 二五

―二六頁)

「子爵由利公正伝」(前掲書 二七

―二八頁)

「子爵由利公正伝」では「製作数も

極めて微々たるもの」(三〇頁)と

しているが、「由利公正伝」(三岡

丈夫、大正5)では「わずか小銃拾

挺にすぎず」(二五頁)としている

る。「福井県史 二」には「(安政

三年冬に至りて小銃十挺を作るに過ぎず」(七一五頁)とあり、「松平春嶽公」(前掲書)では「わずかに八挺の小銃をつくるに過ぎなかつた」(四二頁)とあるが、いずれにせよ十挺内外の微々たる数量であったことは事実のようである。

「由利公正伝」(前掲書 二六頁)

公正は、藩主脳部の姑息で優柔不断

な態度を責め、『先づ之を本当にし

ようといふには一つ製造所も造らに

やならず、又火薬といふものは人間

の手でやるようなことではいけな

い。逆も出来ることでないから、蒸

気の機械を取寄せるといふ位なこと

にせねば、何十年掛っても無駄な話

で、之には段々手順を定めて掛らね

ば出来まいかと存じます』(「子爵

由利公正伝」二八頁)と云い、銃砲

製造所建設に対する彼の画期的な構

想がうかがわれる。

「由利公正伝」(前掲書 二八頁)

「由利公正伝」(前掲書 六五頁)

志比口の銃砲製造所での銃器につい

ては、佐々木権六自筆の数々の絵図

〔「大砲小銃絵図類中ノ拔萃」所収(福井県立図書館蔵)のうち、「和蘭歩兵銃」(雷管装置、安政元寅年四枚)あたりが銃器製造の主力となったものと察せられる。

しかし同じく彼の抄写にかかる「和

蘭銅6斤・12斤加農砲」(KORT

METALEN KANON,KOLONIAAL

MODEL)―江戸にて江川太郎左衛

門所蔵原書より抄写したもの(四

枚)―などは果して製造面にまで具

体化したかは疑わしい。

「左内より中根雪江あて書翰」(安

政四年五月初頃)〔橋本景岳全集

上 所収 一九六頁〕

安政五年三月二十二日「村田氏寿よ

り左内あて書翰」〔橋本景岳全集

上 所収 八一五頁〕

例えば肥前藩の代品方の設置は、兵

器、船舶の購入資金や兵器工業の資

金獲得を第一の目的としており、土

佐藩でも国産方を設け肥前藩と同じ

ような仕法を試みている。(菅野和

太郎 「幕末維新経済史研究」三

〇頁)

- ④① 「福井藩政鉄砲沿革ノ概略 覚」(「前掲書」)
- ④② 一八六五年幕府の招きにより来朝したフランスのヴェルニーの起草による「横須賀製鉄所起立原案」その他によると、横須賀製鉄所の場合、木工は造船工場へ、鍛冶職は鍊鉄工場へというふうには、彼らはその技術に近い工場へ雇用された。一般農民からの職工募集については、一八六七年(慶応三年)の記事では、製鉄奉行が横須賀地方の各村から十才以上の少年を徵募、職工にしようとしたが、これに応募したのはわずか九名にすぎなかつたといわれ、「労働者」の徵募は強権によらない限り、幕府にみられるような場合が実情であつたとみてよい。(「田中 彰」「軍事工業」(「日本庶民生活史」第六卷)所収 四五頁)
- ④③ 「子爵由利公正伝」(二三三頁)幕末において大規模な経営を誇った薩摩藩の鑄造方で使用した「労働者」数が安政三、四年ごろ三〇〇—六〇〇人を数え、集成館での職工数が
- ④④ 一、二〇〇人にのぼっている。佐賀藩が、嘉永五、六年ごろ鑄砲場で使った職工は一〇〇名程度と云われている。(「田中 彰」「前掲書」 四五頁)
- ④⑤ 服部一馬「開港と日本資本主義」(「日本経済史大系 5」近代上 所収 一六頁)
- ④⑥ 「子爵由利公正伝」(二三三頁)わが国の資本主義化過程において幕末期の洋式工業の占める地位の積極的意義即ち幕末に幕藩宮工業があらたこそ明治政府の殖産興業策がそれだけの効果をあげ得たものである(「榊西光速」「殖産興業政策と産業資本の生成」(「日本産業資本成立史論」所収 昭和40)とす所説にも注目すべきで、幕藩宮工業を系統的に「上から」のものとしてその阻止的要因だけを見る見解とは別に、それが果たした促進的役割を「日本資本主義の源流」の視角から再評価する必要があると思考される。
- ④⑦ この点「明治以降における産業発展の方向を規定し、日本資本主義の発
- 展構造を決定するうえで、きわめて重要な役割を果すことになる」(「服部一馬」「幕末の洋式工業」(体系日本史叢書十一、産業史Ⅱ所収 四三九頁)という見方を洋式工業の分析の起点に据えることは極めて重要であろう。
- ④⑧ 林子平「海国兵談」(大日本思想全集 十二卷 七頁)
- ④⑨ 石井 孝「増訂明治維新の国際的環境」(吉川弘文館) 四一頁
- ④⑩ 奈良本辰也「日本経済史」(経済学全書 第四卷 昭和26 三笠書房、所収) 一八一頁
- ④⑪ 「強兵論」(国是三論の一 「横井小楠遺稿」(山崎正董編) 四一頁)
- ④⑫ ペリー提督日本遠征記(アメリカ合衆国海軍省 昭和26) 二〇〇頁
- ④⑬ 二本橋コットル船(長さ拾一間幅三間半、直立櫓一本、遣り出之櫓一本、帆四枚)は、安政四年十月佐々木権六、由利公正を軍艦造船掛として坂井郡宿浦に工場を置いて着工、安政六年四月竣工したが、その後は

この種造船は行われず、文久三年（一八六三年）五月アメリカ汽船コムシン（黒龍丸と命名）、慶応元年（一八六五年）閏五月アメリカ帆船ポウリン（富貴丸と命名）をそれぞれ購入している。

⑤3

佐々木権六が銃砲の買付のため慶応三年四月藩命により渡米し、大砲（三インチ砲）、小銃、短銃にいたるまで相当量の兵器―これらは南北戦争が終り不要になったものであるが―を購入しているが、これは明らかに国産の銃器よりもアメリカ製がはるかに優れているところから、藩ではその積極的な買付にふみ切ったものとみられる。

⑤4

奈良本辰也「雄藩の台頭」（岩波講座「日本歴史 近世5」所収）二八八頁